

入院基本料施設基準に基づく面会規定

2026年5月1日

当院は、入院基本料の施設基準に基づき、患者さんの安全と療養環境の確保を目的として、以下の面会規定を定めています。

1. 面会時間

- ・13:00～19:00
- ・上記時間外の面会は、主治医または看護師が必要と認めた場合に限り許可しています。

2. 面会場所

- ・原則として病棟内の指定面会スペースをご利用ください。
- ・病室での面会は、患者さんの病状や病室環境により、看護師が判断します。

3. 面会される方へのお願い

- ・発熱・咳・咽頭痛・下痢など、感染症が疑われる症状のある方は面会をご遠慮ください。
- ・中学生以下の面会は、感染対策上、特別な場合を除き、原則としてご遠慮いただいています。
- ・面会は1回につき2名まで、15分以内でお願いします。
- ・マスクを着用し、面会前後の手指消毒にご協力ください。
- ・面会中の飲食は禁止です。

4. 面会手続き

- ・病棟で来院者カード兼来院許可証のご記入をお願いします。

5. 面会制限の強化について

感染症流行時や院内状況により、以下の対応を行う場合があります。

- ・面会の一部制限
- ・面会の完全禁止
- ・オンライン面会への切り替え

その際は、院内掲示やホームページでお知らせします。

6. 特別な場合

以下の場合、病院の判断により特別に許可することがあります。

- ・病状説明
- ・病状が重篤な場合
- ・退院支援に必要な面談（入退院支援加算に関連する説明等）

患者さんの安全を最優先に考えた対応となります。

皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。